

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第361号)

平成17年2月18日

横情審答申第361号

平成17年2月18日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年12月10日市市情第5087号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「第229回横浜市情報公開・個人情報保護審査会の議事録について
（平成12年度市市情第3056号）」の一部開示決定に対する異議申立て
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「第229回横浜市情報公開・個人情報保護審査会の議事録について（平成12年度市市情第3056号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「第229回横浜市情報公開・個人情報保護審査会の議事録について（平成12年度市市情第3056号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成15年9月18日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の第229回会議において配付した資料のうち、不服申立て一覧表に記載されている個人の氏名は、開示することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

なお、当該氏名は、「建築局 民生局」と記載されているが、横浜市職員録で確認したところ、掲載されていない者の氏名であるため、本号ただし書Aに該当する情報ではない。

また、第229回審査会において配付した資料のうち、諮問書に記載されている個人の氏名及び異議申立書の写しは、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

第229回審査会の審議において使用した資料のうち、非開示とした部分を開示すると、不服申立てに関する事項を審議する審査会の会議内容を開示することになり、第三者的な立場での客観的かつ中立公正な判断が必要とされる審査会の適正な運営に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 申立人から提出された文書、審査会における審議事項に係る部分の非開示処分の決定を取り消すとの決定を求める。
- (2) 新聞発表及び審査会の結論は、横領と預金通帳の非公開および市は上司の監督責任があるとして文書戒告口頭厳重注意処分内容を公表していない。
- (3) 当局が真実を審査会に説明したとは思えない。また、審査会が一連の情報公開の内容を適正に審査されたとは思えない。
- (4) このことは、情報公開制度の根幹に係わることである。真実を見て、再度このようなことがないように、情報公開制度を見直しすることを希望する。
- (5) 公文書を非開示にして、事件を隠蔽することは許されない。適正な情報公開が行われたと思われない。
- (6) 議事録については、実施機関が何を審査会に出したのか、事件の事実が分かる文書などを資料として提出していないために、審査会が間違っただ判断をしたのではないかという趣旨で本件請求をした。実施機関が行った事件の事実について、審査会にはきちんと調べていただきたいし、実施機関が審査会に提出した資料は公開されるべきであるとする。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成12年7月28日に開催された第229回審査会の会議議事録及び配付資料を、市民局内部で供覧した文書であって、起案用紙、起案本文、横浜市情報公開・個人情報保護審査会第229回議事録（以下「第229回議事録」という。）、配付資料一覧及び配付資料（第229回会議次第、第228回議事録案、平成12年度公文書公開制度の実施状況（6月末現在）・不服申立ての状況及び諮問に係る資料等）で構成されている。

(2) 審査会の非公開について

審査会の会議は、非開示情報について審議するため、また、会議の公正・円滑な運営を確保するため、不服申立案件の審議をする場合は、条例第31条ただし書の規定により非公開としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、第229回審査会において配付した資料のうち、不服申立て一覧表及び諮問書に記録されている個人の氏名並びに異議申立書の写しについては、個人に関する情報であり、開示することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるため、本号本文に該当するとして非開示としている。

ウ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、不服申立て一覧表に記録されている個人の氏名は、開示することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるため、本号本文に該当する。

なお、当該情報は、肩書として「建築局」及び「民生局」と記録されているが、当該不服申立て自体、検索条件が少ないという理由から在職の確認ができず却下した案件であり、職員の氏名であるとは認められず、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 諮問書に記録されている個人の氏名は、当該諮問に係る異議申立人の氏名であり、また、異議申立書の写しは、異議申立人から提出された異議申立書の写しであるため、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

なお、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、配付資料のうち、非開示とした部分を開示すると、不服申立てに関する事項を審議する審査会の会議内容を開示することになり、第三者的な立場での客観的かつ中立公正な判断が必要とされる審査会の適正な運営に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当し、非開示としたと主張しているため、以下、その妥当性について検討する。

ウ 審査会は、行政上の不服申立てにおいて提起された法律上の論点等について端的

に法的判断を示すことが要請されており、このような法的判断が、複数の委員の合議により公正になされるためには、自由かつ率直な意見の交換が必要不可欠である。

このような性格を持つ審査会の議論の内容がわかる書類が公開されると、審査会の審議の過程における議論の変遷や個々の委員の意見・見解が公になる場合がある。

その結果、審査会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという審査会の事務に支障を及ぼすおそれがある。

このような審査会の審議は反復して行われているので、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかとなることは、審査会の他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。

エ 審査会の配付資料は、審査会の審議を行う際に参考とするために作成されるものである。審査会として理解を深め、議論を尽くす必要があると思われる部分に関して、配付資料が作成されるため、審議案件によって配付資料の内容や量は異なっている。このように、配付資料は、一般的には、審査会の審議内容と密接に関係しているものであり、そのような配付資料が開示されると、審査会がどのような部分に関心を持っていたのかなどの審議過程が明らかとなるおそれがある。

オ このような観点から、当審査会が、配付資料のうち非開示とした情報について検討したところ、当該非開示部分を開示すると、審査会の審議の過程における議論の変遷や委員個人の意見が公になると認められ、その結果、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという審査会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号に該当すると判断した。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 15 年 12 月 10 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 15 年 12 月 25 日 (第 26 回第二部会) 平成 16 年 1 月 9 日 (第 26 回第一部会)	・ 諮問の報告
平成 16 年 1 月 14 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 16 年 3 月 19 日 (第 284 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 17 年 1 月 14 日 (第 54 回第二部会)	・ 審議
平成 17 年 1 月 21 日 (第 55 回第二部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成 17 年 1 月 28 日 (第 56 回第二部会)	・ 審議